



「女帝」の言説史 : 神功皇后論と継嗣令第一条の解釈を中心に

齋藤, 公太

(Citation)

神戸大学文学部紀要, 50:119-143

(Issue Date)

2023

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100481155>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100481155>



「女帝」の言説史——神功皇后論と継嗣令第一条の解釈を中心に

齋藤 公太

はじめに

旧皇室典範第一条（「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」）の制定によって女性・女系天皇の即位が否定され、いわゆる「男系男子主義」¹が成立するにあたって、小中村清矩ら明治期の国学者の関与があったことはつとに指摘されてきた。女性・女系天皇の否定が決定されるにあたっては、旧皇室典範の起草に携わった井上毅が大きな役割を果たしたとされるが、その井上は嚶鳴社の島田三郎の議論以外に、元老院少書記官の横山由清と同・大書記生の黒川真頼が編纂した『旧典類纂 皇位繼承編』（明治十一年（一八七八）刊）や、自らのブレーンの存在であった小中村清矩の「女帝考」（明治十八年（一八八五）成立）といった、国学者の手になる文献を参照していたのである²。

とりわけ『旧典類纂 皇位継承編』は、以下のような議論により女性天皇の即位を否定的に位置づけた点で重要な意味を有している。

皇位ノ継承ハ男子コレヲ承ク是恒典ナリ、女子ノコレヲ承クルハ時ニ事故アリテ已ムコトヲ得ザルニ出デ、而シテ必^ス埃ツコトアルナリ、其ノ埃ツコトアリトイフハ何ゾ、其ノ立ツベキ皇子アリト雖ヘドモ、年猶幼ケレバ其ノ長ズルヲ埃ツト皇子年長ズト雖ヘドモ事故アリテ其ノ時ノ至ルヲ埃ツトナリ、故ニ今其ノ大意ヲ略記シテ以テ捷覽ニ備フ³（女主ノ皇位ヲ継承セシ大意）

『旧典類纂 皇位継承編』は、過去に女性天皇が即位した際の歴史的状況から推論して、男性による皇位継承を原則とし、女性による継承はその原則が何らかの非常事態により実現できない場合の臨時の措置ととらえた。このように過去の女性天皇を「中継ぎ」と見なす言説は井上の採るところとなり、現代に至るまで女性天皇の即位を否定するための根拠として機能し続けている。

これらのことから井上の女性天皇否定論は、近世から近代へと受け継がれた国学の系譜を背景として形成されたものと説明されることもある⁴。しかし、大川真が指摘しているように⁵、実のところ前述のような国学者たちは単純に女性・女系天皇の即位を否定していたわけではない。先述の『旧典類纂 皇位継承編』も、原則から外れた非常時に限定しているとはいえ、決して女性天皇の即位そのものを認めていないわけではなく、旧皇室典範第一条との違いは大きい。事実、藤田大誠が明らかにしたように⁶、『皇位継承編』の編纂者であった横山由清は以下のように女性天皇

と女系天皇の即位を明確に認めていたのである。

繼嗣ハ男統ヲ以テシテ女統ヲ後ニス……若シ男統ノ繼嗣タルヘキ者絶エテ無キ時ハ女子ヲ以テ大統ヲ繼嗣セシメサルヲ得ス然ル時ハ其女帝ノ配偶者ヲ設ケテ以テ其血統ヲ保続セシムヘシ（「繼嗣考」）

後述のように、小中村清矩も単純に女性・女系天皇の即位を否定していたわけではなかった。近世後期に生を受けたこれら国学者の女性・女系天皇に対する視点は、必ずしも旧皇室典範の規定に直結するわけではない複雑な内実を有していたのである。このような国学者たちの視点は、近世における言説の蓄積を背景にしていたと推測される。そこで本稿では、主に女性天皇（「女帝」）をめぐる近世の議論の事例を取り上げ、明治期への接続について考察を試みることにしたい。具体的には、神功皇后と律令の繼嗣令第一条に関する議論を取り上げる。

一・神功皇后をめぐる議論

（一）安積澹泊と栗山潜鋒の「神功皇后論」

『日本書紀』の記述によれば、仲哀天皇の妃であった神功皇后は、仲哀の没後、応神天皇を皇太子としつつも、応神が即位するまでの六十九年間、摂政として国を治めたとされる。事実上の統治者としての地位を有したことから、

古くから神功皇后を天皇の一人に列する認識があり、たとえば北畠親房は『神皇正統記』のなかで神功皇后を「第十五代」の天皇として位置付けている。

近世に入るとこうした神功皇后の位置付けが儒者の間で議論の対象となった。その理由の一つは、男女の区別を重んずる儒学の観点からすれば、女性の摂政や女帝が受け入れがたいものだったことにある。しかし様々な議論があるなかで、神功皇后の天皇としての地位を初めて明確に否定したのは、徳川光圀の主導により水戸藩が編纂した『大日本史』だった⁸。

周知の通り、『大日本史』の「三大特筆」は、大友皇子を天皇として本紀に、また神功皇后を本紀ではなく皇妃伝に入れ、南朝を正統としたことにある。このなかで神功皇后に関する方針が決定したのは元禄八、九年（一六九五、一六九六）頃と推定され、元禄十二年（一六九九）に光圀は安積澹泊や栗山潜鋒といった彰考館の史臣たちに神功皇后論の執筆も命じている。その一例である澹泊の「神功皇后論」は次のように論じる。

当時淳朴にして未だ文字あらず。摂政の義は則ちあり。摂政の名は則ちなし。皇后位を僭することまた明らかならずや。¹⁰

神功皇后の在世時に「摂政」という言葉はなかったが、その実態は『日本書紀』の編纂者からすれば「摂政」としか呼びえないものだった。すなわち、皇太子がありながらも即位させず、天皇に等しい権力を長期にわたって占有したということである。澹泊はそれを「僭位」と見す。澹泊が神功皇后を天皇として認めない理由は何よりこの点に存していた¹¹。

澹泊が執筆した『大日本史賛數』でも同様の理由から神功皇后を天皇として認定しない旨が説明されている。ここで注意すべきは、大川真が指摘しているように、神功皇后が女性であること自体は、天皇として認めないことと無関係だという点である。一方で澹泊は『大日本史賛數』のなかで、女性天皇である元明・元正天皇を、君徳を備えた天皇として高く評価していた。したがって澹泊には女性天皇という存在自体に対する否定的評価が存在しなかったと大川は見る。¹²

『大日本史賛數』は当初『大日本史』に付される予定だった論贊を一書にまとめたものである。したがって、神功皇后と女性天皇に対する澹泊の評価は、当時の彰考館内部で共有されていた視点をおおむね表していると考えられる。事実、澹泊と並んで彰考館の中心的な史臣であった栗山潜鋒も、その「神功皇后論」のなかでほぼ同趣旨の意見を述べている。潜鋒の論点は多岐にわたっているが、その中心は次の点にある。

而して七十余年の悠なる、東宮拱默し、一女子の老、南面し位を僭す。理を燭すこと明らかならざるにあらずんば、則ち権を貪るの尤なり¹³（「神功皇后論」）。

或るひと曰く、正史既に摂政と書く。而して未だ正位を聞かず。今何を以てこれを南面し位を僭すと謂ふと。曰く、応神を立て皇太子と為すの文に拠る。則ちその位を僭し名を乱ること、書して後頭はるるを待たざるなり¹⁴（同右）。

「一女子の老」という表現からは女性であることへの否定的な眼差しがうかがえるものの、神功皇后に対する批判の

焦点は、澹泊の議論と同様、皇太子を立てたにも関わらず権力を占有したことへと当てられている。以上のように神功皇后をめぐる彰考館の議論は、儒学に依拠しながらも、女性天皇を必ずしも否定的に評価しない立場が当時においてありえたことを示している。しかし彰考館の議論がその外部でも知られたことは、さらなる議論を呼び起こした。

（二）遊佐木斎『読神功皇后論問答』と『女帝立否論』

栗山潜鋒の「神功皇后論」は管見の限り写本や刊本として残されていないが、遊佐木斎の『読神功皇后論問答』（宝永五年〔二七〇八〕跋）に全文が掲載されたことで今日に伝えられている。¹⁵ 木斎は仙台藩に仕えた闇斎学派の儒者であり、垂加神道の道統を継いでいたことでも知られる。¹⁶ 『読神功皇后論問答』は最初に潜鋒の「神功皇后論」を引用した上で木斎の論評を述べ、さらに「客」との問答を通して木斎の主張を展開するという体裁を採っている。¹⁷ 同書は彰考館の神功皇后論に対する外部の反応を示す一例といえよう。

神功皇后の正統性を否定する潜鋒の議論に対し、木斎は「我が日本あるより以来、未だかくの如き正論あらず」と称賛する一方で、「我が神国の道を学ばざるを以てや、未だその微密の理に達せざるものあるを免れず」と垂加神道の立場から批判する。¹⁸ 木斎の論点も多岐にわたるが、注目すべきは次のような主張であろう。

皇后固^{もと}より皇孫なり。帝位に升^{のぼ}ると雖もまた害なきもの。神これに与^{くみ}し、人これに与^いず。矧^{いは}んや遺腹未だ生まれざるのあることあるをや。¹⁹

前述のように潜鋒の「神功皇后論」は女帝の可否を論じてはいなかったが、「一女子の老」という否定的なニュアンスを残していた。おそらくはそこに着目し、木斎は女帝の可否という問題へと議論を転じていく。神功皇后は皇孫である以上、帝位に就いたとしても問題はないというのが木斎の立場である。それに対して「客」は「女帝は先正已に正論あり。吾子今帝位に升ると雖もまた害なきものと謂ふ。あに悖らずや」と批判するが、木斎は次のように反論する。

神国の異邦と同じからざるは、必ず神孫に伝ふ。故に宗室もしその人なくんば、且く女帝を立て、以てその長ずるを俟つ。またその理あり。天照大神大日靈貴、女体を以て天柱を奉じ天位に升ること、深き以あり。今敢へて言はざるのみ。²⁰

客のいう「先正已に正論あり」とは、女媧や武則天に関して「非常の大変、語るべからざるもの」と述べたという程子の意見を指していると文脈から推測される。また木斎は「その長ずる（其長）」という語に関して、後述する『女帝立否論』の引用では「その長ずるとは先帝の男子孫を言ふなり」と割注を付している。²²

すなわち木斎は、皇位が神孫のみに継承されるがゆえに、日本では女帝が即位しても問題ないと考えていた。しかし同時に女帝の役割は、先帝の男子孫が成長するまでの「中継ぎ」であると捉えていたこともわかる。木斎の主張は明治期のいわゆる「中継ぎ」論に近いといえよう。しかし明治期の「中継ぎ」論が女性天皇を排除する意味合いが強いのに対して、木斎には女帝を積極的に否定する意図は希薄であるように読める。ただし「然らば則ち今よりの後、女主を立つるに復た害なきか」という客の問いに対し、木斎は「言ひがたし。唯だまさに立てざるべし。宝祚の益^{たまは}」

隆盛することを仰ぎ観るのみ」と言葉²³を濁している。

以上のような女帝論を、木斎は『女帝立否論』においてさらに発展させている。本書の成立年は不詳だが、冒頭で『読神功皇后論問答』を抄出していることから、その続編としての性格を持つことがわかる。本書のなかで木斎は、垂加神道の立場から女帝の即位を「決して神道の本意にあらざるなり」²⁴と否定する「或ひと」の意見を紹介し、反論を加えていく。すなわち「或ひと」は伊弉諾尊・伊弉冉尊の事例などを根拠に日本の神話に見られる男女の別を強調するのだが、木斎は天照大神や神功皇后などの例を根拠に、女帝の果たした統治の功績を主張するのである。

行論のなかで木斎は、『読神功皇后論問答』において女帝は「害なきもの」とする一方で「まさに立てざるべし」と述べたことに触れ、次のように自らの「微意」を解説する。

害なしとは、その理終に傷害なきなり。まさに立てざるべしとは、害なきの理ありと雖も、立てざることは人心の願ふところなり。終に傷害なしと為すは、陰陽尊卑の太分ありと雖も、已に開國中興の迹ありて、神これに与し、人これに与するを以てなり。人心の願ふところと為すは、後世或ひは神これに与し、人これに与すと謂ひて、一点の私意を加ふべからざるを以てなり。かつまた後世或ひは女主を立つることありとも、天下の人に敢へて尊崇の心を失はざらしめんことを欲すと爾か云ふ。これその言ひがたき所以なり。ここに於いてや、上下よくこれに拠ることあれば、則ち 神国神明の意にそれ差はざるに庶幾からんか。蓋し上は女帝を以て敢へて妄りにこれを非とせず、下は女帝を以て容易にこれを立てず、日位を無窮に防護するの意、隠然としてその中に存するのみ。²⁵

木斎の論理は錯綜している。一方では男女の名分の違いを重視しつつも、天照大神や過去の女帝の事績をふまえ、女帝には事実上問題がないとする。他方で恣意的な女帝の即位が行われ、天皇に対する人々の敬意が失われる可能性を懸念し、あえて女帝を立てるべきではないと述べるのである。しかし将来的に女帝を即位させる選択肢を否定していないことは明らかであろう。

以上のように、これまで見てきた十七世紀から十八世紀初頭にかけての言説では、女帝の存在が儒学の観点から批判される一方で、彰考館の議論のように儒学の立場からそれを認める場合もあった。垂加神道においても女帝を批判する者と、遊佐木斎のようにそれを認める立場が混在していたことがわかる。

とはいえ木斎の場合は女帝を全面的には肯定せず、躊躇が見られることも事実である。その理由の一つは儒学的観点に求められる。しかしそれだけではなく、社会の反応に対する配慮も見られた。実際、近世においても皇位継承は男性が原則と見なされ、明正天皇と後桜町天皇という二人の女性天皇が即位したものの、彼女たちはあくまで「中継ぎ」としての役割を期待されていた。二人の女性天皇は成人後も摂政に補佐され、また女性特有の「ケガレ」があると考えられたために、朝儀への参加も制限された。泉涌寺に安置される肖像画も二人の分は描かれず、礼服に関しても男性の天皇と区別があったことが明らかに²⁶なっている。

このように近世社会において女性天皇が男性の天皇とは明白に異なる扱いを受けていた以上、木斎が女帝を全面的には肯定せず、あくまで男性天皇の「中継ぎ」として位置付けたことは社会の実態を反映していたといえる。しかし逆にこうした実態がありながら、女帝を部分的にであれ認める言説が存在していたことは注目に値する。その一つの要因として、木斎が既成事実としての女帝を強調したことからわかるように、実際に女性天皇が即位したことが背景

にあるだろう。また、木斎は女帝を正当化する上で次のような譬えも用いていた。

一家を以てこれを譬へん。夫婦及び一子あり。その夫及び子は愚昧幼弱にして、家を破り祀を絶つ。その婦賢明、夫に代はり子に代はりてよく外を治め、まさに破れんとするの家を保ち、まさに絶えんとするの祀を継ぐ。家主にあらずと雖も、実にこれを摂め、家僕外人皆家主と為してこれを奉立す。豈に婦人閨限半歩せずと為し、坐ながらにして手を束ね、以て破滅を待ち、第宅什器を併せ尽く佗人の有となるに勝へざらんや。況んや天下の重き、家の比にあらざるなり。²⁷

近世では身分ごとの違いはありつつも、女性が「家」を相続し、あるいは実質的に当主としての役割を果たす場合があったが、木斎はそのような例を敷衍することで女帝を正当化する。このことは近世の女帝論が当時の家族制度の感覚に根差していたことを物語っているだろう。

二. 繼嗣令皇兄弟皇子条をめぐる解釈

(一)「女帝子亦同」の意味

前節で考察の対象としたのは主に儒学者と垂加神道家だった。では、国学者やその周辺の系統において女帝という

存在はどのようにとらえられていたのだろうか。様々なアプローチがありうるが、本稿では継嗣令第一条の皇兄弟皇子条に焦点をしばり、その解釈を具体例として取り上げることにした。なぜこの条文を取り上げるかといえば、それが律令のなかで唯一女性天皇に言及している箇所だからであり、かつこの箇所が上古において女性・女系天皇の即位が認められていたことの証とも目されているからである。

養老律令のなかの継嗣令の第一条、いわゆる皇兄弟皇子条は以下のような条文である。

凡そ皇の兄弟、皇子をば、皆親王と為よ。〈女帝の子も亦同じ。〉以外は並に諸王と為よ。親王より五世は、王の名得たりと雖も、皇親の限に在らず（凡皇兄弟皇子。皆為親王。女帝子亦同。以外並為諸王。自親王五世。雖得王名。不在皇親之限）

古代における女性・女系天皇の問題を考える上で、この条文に見られる「女帝子亦同」という本註の解釈がこれまで一つの争点となってきた。この箇所は『令集解』に古記の注釈が見られるため、大宝令の段階からすでにあったことがわかる。この文言を字義通りに読むならば「女帝の子も亦同じ」、すなわち前文の「凡そ皇の兄弟、皇子をば、皆親王と為よ」を受けて、女性天皇の子も男性天皇の場合と同様に親王として扱われるということを意味しているように見える。そして親王が皇位継承の有資格者を意味するとすれば、この文言は女系の皇子による皇位継承を示唆しているとも読めるのである。

そのため成清弘和や義江明子らによる研究では、この箇所は古代において女性・女系天皇の即位が認められていた

証として理解されてきた。そもそも女性天皇の即位は六、八世紀に集中的に見られるが、倭（日本）の社会はいまだ男女双系の親族結合が基盤となっていたため、女性天皇の即位は決して「中継ぎ」としての特異な事例ではなかったとされる。しかし七世紀末、八世紀初頭に律令を導入したことともない、中国社会の男系継承の原理も普及することになったという。他方で双系の親族結合も部分的に残存していたため、皇兄弟皇子条のもととなった唐封爵令には見られない「女帝子亦同」という独自の規定が挿入されることになったのである。³¹

このような規定の具体的な表れとして、『日本書紀』卷二十六に登場する「漢皇子^{あやのみこ}」を挙げることができる。漢皇子は皇極（斉明）天皇が女性の天皇として即位する前、用明天皇の孫にあたる高向王との間に設けた子供だった。父系でとらえるならば「皇子」とはなりえないはずであるが、「女帝子亦同」の規定を遡及的に適用し、斉明天皇の子という資格で「皇子」と表記したと推測されている。³²

本稿の考察の対象はあくまで近世・近代の女帝をめぐる言説にあるため、以上のような古代の女性天皇に関する理解や、「女帝子亦同」の解釈の当否には踏み込まない。ただ、女性天皇の子を親王と見なすという「女帝子亦同」の解釈は、古代の注釈にも見られることを確認しておきたい。³³たとえば『令集解』に収録された大宝令の注釈である「古記」は次のように説明する。

女帝子亦同、謂ふところは、父諸王と雖も猶ほ親王と為し、父諸王と為す。女帝兄弟、男帝兄弟、一種なり（女帝子亦同。父雖諸王猶為親王。父為諸王。女帝兄弟。男帝兄弟一種³⁴）

この注釈は、「女帝子」を女性天皇が諸王との間に設けた子ととらえた上で、その子を「親王」として扱うと明白に説明している。他方、『令義解』における注釈からもこれと同様の認識がうかがえる。

謂ふところは、四世以上に嫁して生む所に拠^よりていう。何となれば、下条を案ずるに、五世の王、親王を娶^まくを得ずと為すがゆえなり（謂。拠嫁四世以上所生。何者。案下条。為五世王不得娶親王故也³⁵）

この箇所は繼嗣令第四条（王親王娶条）の「凡そ王、親王を娶^まき、臣、五世の王を娶くこと聴^{きこ}せ。唯し五世の王は、親王を娶くこと得^えじ³⁶（凡王娶親王。臣娶五世王者聴。唯五世王。不得娶親王）」という規定との整合性を問題にしているが、女性天皇の子を親王として扱うという理解が前提となっている。すなわち古代の律令の主要な注釈においては、女性天皇の即位の可能性とその子を親王として扱うことは前提になっていたと考えられる。

（二）近世国学の律令研究における繼嗣令解釈

次に、近世国学の代表的な律令研究において、繼嗣令第一条の「女帝子亦同」がどのように解釈されたかを概観したい。なお、近世の律令研究においては、版本の『令義解』（京本、青本）への書き入れとして蓄積された校訂・注釈も重要ではあるが、さしあたり本稿では宮部香織による先行研究にもとづき、³⁷ 単独の注釈書を概観する。³⁸ 先行研究で触れられていない資料を取り上げ、また前節の考察とつなげることで、本稿の視点も示したい。

そもそも近世の国学者による注釈書においては「女帝子亦同」という文言の事実性を疑う解釈も存在していた。たとえば『新釈令義解』（継嗣令の部分の浄書本は天保十一年（一八四〇）成立³⁹）のなかで藺田守良は「兄弟に姉妹子に男女を兼ていへる文ながら皇姉妹皇女は継嗣にあらされは省きたるものならむ⁴⁰」と述べ、また次のように述べている。

女帝子亦同と本註を加へたるは心得かたきを註説もいふに脱たる文なとあるにやあらむ女は皇帝の皇子にて亦同しく親王との義ならむの子は男女にわたりいへりされと女帝子の三字いと拙し（皇女亦同また女皇帝子となど記さ、りけん不審也⁴¹）

このように守良は皇姉妹や皇女が継嗣になることはありえないとした上で、「女帝子亦同」は誤記の可能性があることを指摘し、本来は皇女も皇子と同様に親王（内親王）として扱われることを説明した文言と解釈している。同様に栗原信充も「継嗣令講義」（慶応二年（一八六六）成立）のなかで「女帝子亦同といふハ解しがたし女皇子亦同といふなるべし⁴²」と述べている。すなわち信充は漢皇子の例を見落とし、律令成立以前にこの規定に該当する例がないと考え、この本註自体を誤記と判断したのである。

このような判断が行われたのは、宮部香織が指摘しているように、女性天皇は在位中に非婚であることが不文律として認識されていたがゆえに、「女帝子」という文言との整合性が問題視されたからだろう⁴³。ただ、「皇姉妹皇女は継嗣にあらされは……」という守良の言葉からは、女帝の即位自体を認めないという予断もうかがえる。その背景には前節で見たような女帝に対する否定的位置付けが関係していたと考えられる。

他方で明和・安永年間（一七六四～八一）頃、稲葉通邦、河村秀穎、河村秀根ら尾張藩の国学者によって行われた律令の共同研究の成果をまとめた『講令備考』⁴⁴では、「秀興按漢皇子所謂女帝之子也」⁴⁵という解釈が提示された。宮部が明らかにしているように、「女帝子」を即位以前の子と解釈するこの説は、女帝の非婚との整合性を解決するものと捉えられ、近藤芳樹の『令義解校本』（元治元年（一八六四）刊）も同様の見解をとった。⁴⁶

同じ立場からの解釈として、有職故実の研究で知られる大塚嘉樹（蒼梧）の『女帝御子為親王之事』（寛政二年（一七九〇）跋）も挙げておきたい。書名が示すように、これはまさに「女帝子亦同」の解釈をめぐる論考である。同書のなかで嘉樹は次のように論じる。

按二本註女帝子トアルハ譬ヘハ皇女ニテモ女王ニテモ親王ハ勿論四世以上ノ諸王ヘ御嫁娶アリテ御子ヲ生玉フノ後御繼体ノ故アリテ宝祚ヲ継セ給ヒシ時ハ其親王諸王ヘ御配偶ニテ生給フ所ノ御子アレハ其父ノ親王又諸王ノ儀ニ拘ラス天子ト成ラセ玉フ御母帝ノ蔭ヲ以テ立為親王給フトノ義ナリ明ケシ⁴⁷

このように嘉樹は古記や『令義解』の理解に則り、「女帝子」とは女性天皇が即位前に四世以上の諸王との間に設けた子を指し、母の即位とともに親王として認定されると解釈する。ただし嘉樹は以下のように、こうした規定の意図についても考察している。

按二此本註ハ後世右ノ如クノ義ヲ以テ女帝ノ御子在ストキノ為ニ立玉フ文ナリ誠ニ万世通慣タル制文ナリ如何ト

ナレハ此時マテ女帝ハ数^{シバ}、御繼体アリト云ヘドモ右文ノ如キノ事ナシ⁴⁸

嘉樹は「女帝子」の実例として漢皇子を挙げるのではなく、この規定が将来の可能性を想定して設けられたものと推測する。「誠二万世通慣」とも述べているように、ここには女帝の即位や、その子が親王となることへの否定的な評価は見られない。前引の文章に続けて嘉樹は歴代の女帝の事跡を説明しているが、そこには非常事態ゆえの「中継ぎ」という視点も存在しないのである。このような嘉樹の解釈は、前節で見たような女帝の存在を容認する言説の一例とも考えられる。いいかえれば、かかる言説は儒学者や垂加神道家のみならず、それ以外の知識人にも広く共有されうるものだったということである。

以上のように、「女帝子亦同」をめぐる国学者や有職故実家の研究においては、その事実性を疑う否定的解釈と、何らかの形で整合性を見出そうとする肯定的な解釈とがせめぎ合っていたことがわかる。そしてそれは単に文言の解釈だけの問題ではなく、その背景には女帝をいかにとらえるかという言説の競合があったと考えられる。このような状況を持ち越しながら、明治期の国学者は旧皇室典範の成立過程に関与していったのである。

三、明治国学者による解釈

(一) 横山由清

旧皇室典範第一条で女性・女系天皇の存在が排除されるにあたって、元老院の『旧典類纂皇位継承篇』の言説が大きな意味を持ったことは冒頭で述べた。その言説には、編纂者である横山由清と黒川真頼の視点が当然反映されていたと考えられる。横山に關していえば、旧蔵の『令義解』に多数の書き入れが残されており、そこから横山の視点も推測できる。本註「女帝子亦同」に關しては、朱筆で以下のような傍書が書き込まれている。

〔穴〕女帝子者其兄弟者兼文述訖故只顯レ子也孫王以下皆為皇親也古記〔古記〕女帝子亦同父雖諸王猶為親王父為諸王女帝兄弟男帝兄弟一種⁵⁰

横山は近藤芳樹と同様に、『令集解』所載の穴記と古記を参照していたことがわかる。無論、これだけに基づいて由清の解釈を明らかにすることはできないが、芳樹と同じく、「女帝子亦同」を女帝の子も親王として扱うという意味で理解していた可能性は高い。すなわち由清もまた近世国学の律令研究において定着していた条文解釈に依拠していたのではないだろうか。

このような解釈は女性天皇の即位と女系継承の可能性を認めることにつながる。他方で前述のように近世期においては女性天皇をあくまで「中継ぎ」のための異例とする認識もすでに存在していた。それらを考え合わせれば、

本稿の冒頭で引用した「繼嗣考」のなかで、横山が男系繼承を原則としつつ、非常時には女性天皇の即位と女系繼承の可能性を容認していたことは、ありうべき議論の展開だったと推測される。

(二) 小中村清矩

小中村清矩が残した著作には、しばしば繼嗣令の本註「女帝子亦同」への言及が見られる。ここではそのいくつかを取り上げたい。その一つが未定稿の『令義解』注釈書である『令義解疏証』である。本書は近世期の国学者の学説を参照した上で、小中村自身の見解を按文として記したものである。⁵¹ そのなかで「女帝子亦同」については次のように注釈している。

集、穴云、女帝子者、其兄弟者、兼文述訖、故只顯子也、孫王以下、皆為皇親也、朱云、女帝子亦同、未知依下条、四世王以上、可娶親王、若違令娶女帝子者、為親王不、何、古記云、女帝子亦同、謂父雖^ニ諸王^一、猶為^ニ親王^一、父為^ニ諸王^一、女帝兄弟、男帝兄弟一種、

△此義解ノ趣ニテハ女帝未タ内親王タリシ時四世以上ニ嫁シテ生玉ヒシ子アラハ即位ノ後親王ト為ヨトノ義ト聞エタリ集解古記ノ説ニ拾テモ同趣ト覺ユ然レハ遠ク古蹤ヲ考ルニ「コレハ講令備考ノ説ニテ次ニ引ケリ」と傍書」皇極天皇（敏達天皇皇孫）ハ初メ陽明帝ノ孫高向王ニ適玉ヒテ漢皇子ヲ生玉ヒシ後ニ舒明帝ノ皇后トナリ玉ヒ天皇崩後即位アリキ此漢皇子ノ類ヲ以テ女帝子ト称スヘキ歟⁵²

以上の通り、小中村もまた古記と穴記を参照して「女帝子亦同」を解釈し、『講令備考』を参照することで当該条文の実例を漢皇子に見出したのである。⁵³ このように小中村は近世国学の律令研究の延長線上で「女帝子亦同」の意味を理解しており、なおかつ蘭田守良や栗原信充の解釈に比して、女性天皇の即位や女系継承を認める方向性に近かったことがうかがえる。

このような視点から、井上毅が参照したことで知られる小中村の「女帝考」を改めて見てみよう。小林宏が明らかにしているように、井上はこの「女帝考」を自ら書写した上で「右、挙る所に依つて、古来女帝を立たせたまひしは、不得止御時に限れる事にて紹運の本意にあらざる事を知るべし」と結論づけている。⁵⁴ しかし、小中村自身はたしかに「女帝考」において過去の女性天皇の即位が臨時の措置であったことを説明しているものの、女性天皇の即位そのものを否定する文言は文中に記していない。⁵⁵

また、末尾には「附録」として継嗣令の皇兄弟皇子条を引用した上で、「此條ハ全ク皇国ノミノ製作ニシテ、皇極天皇ノ先蹤ニヨリ将来ヲ想像シ、此條ヲ立ラレシモノト覺ユルナリ」と述べている。⁵⁶ 小中村は大塚嘉樹と同様に、この条文が将来の「女帝子」の出現を予期して作られたものと考えていた。したがって、律令に依拠する限り、小中村にとって女性天皇の即位と女系継承は必ずしも絶対的に否定されるものではなかったのではないだろうか。すなわち井上との視点の齟齬があったと考えられるのである。

このことは明治二三年（一八九〇）六月の講演原稿である「女帝論」からもうかがえる。このなかで小中村は過去の女性天皇の即位が臨時の措置であったことを説明する一方で、将来の即位に関しては否定をしていない。また、過去の神功皇后をめぐる論争に触れ、「神功皇后は、御即位の礼を行はれませんが、六十九年の間、實際天子に御なり

になった⁵⁷」と断言する。小中村によれば、神功皇后に限らず、上古の日本では女性が統治者となる例は決して珍しいものではなかった。

其の外探索したら、いくらか有りませうが、まづ其二つ三つが、此様な訳で、婦人にも、よほど権力が有りました、其れ故に御婦人で、帝王の事を行つて、少しも怪しむに足らぬことであります⁵⁸

小中村は文献考証を旨とする国学者であるがゆえにこそ、かえって上古の双系的親族結合にもとづく社会の特徴に気がついていたことが、ここからわかるだろう。

他方で小中村は、同時期に行ったと考えられる皇室典範の講義のなかでは女性天皇の即位を明確に否定している。すなわちこれまでと同様に女性天皇の即位が非常事態によるものであったとしつつ、さらに進んで「此れは已むを得ざる事情に出でたる事にて、義解〔引用者注…『皇室典範義解』〕に演ぶる如く一時の権宜に過ぎず、爾後は必ず男帝の御継承のみに限りたり⁵⁹」と結論づけるに至っている。このことは、小中村において女帝の即位の否定が自らの研究の結果というより、むしろ旧皇室典範の制定という外在的要因によってなされたことを示唆している⁶⁰。

おわりに

旧皇室典範における男系男子主義の成立に関する従来の研究では、女性天皇に関する「中継ぎ」論が明治期に確立

されたことが強調されてきた。しかし本稿の考察の結果、明らかになったのは、近世においてもある種の「中継ぎ」論がすでに存在したこと、にもかかわらずそれは必ずしも男系男子主義には直結せず、女帝をめぐる肯定と否定の言説が競合していたということである。横山由清や小中村清矩といった明治期の国学者は、このような近世の言説状況を受け継ぎ、その振幅のなかで思考しながら、旧皇室典範の成立に関与したと考えられる。

ではなぜ最終的に成立した旧皇室典範は、「中継ぎ」論にもとづく厳格な男系男子主義に決着したのだろうか。その問題を説明することは本稿の考察の範囲を超え。ただし改めて着目すべきは、小林宏が明らかにしたように、井上毅が実際には女性天皇が結婚した場合の皇嫡に対する国民感情を考慮しながらも、事後遡求的に伝統法へと女性天皇廃止の根拠を求めたことであろう。⁶¹すなわち井上の女性天皇否定は国学者の言説から直接導き出されたのではなく、実際には嚶鳴社の島田三郎らの議論から着想していたのである。

その島田の議論の一つの要点は、「今より以後、憲法に於て女帝を立てることとせんか、其独処し玉ふことは、是れ天理人情の至極せるものにあらず」と述べているように、従来不文律と認識されていた女帝の不婚を「天理人情」に反するものとして否定したことにあった。すなわち島田の議論は近世の「女帝」をめぐる言説とは前提を異にし、「近代的」発想による新たな問題講制に依拠していたといえよう。そしてこのことは、旧皇室典範第一条によって規定された男系男子主義が必ずしも「伝統」にもとづくものではなく、さまざまにありえた解釈の可能性から選びとられたイデオロギーであることを示している。

【付記】なお、本稿は科研費・基盤研究C「旧皇室典範成立前後における女性・女系天皇論の思想史的研究」（課題番

号：20K00109)の成果にもとづくものである。

- 1 大川真「十八・十九世紀における女性天皇・女系天皇論」(『SGRAレポート第九〇号 第四回 日本・中国・韓国における国史たちの対話の可能性』所収、二〇二〇年十一月) 七三頁。
- 2 小林宏「井上毅の女帝廃止論―皇室典範第一条の成立に関して」(梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』所収、木鐸社、一九九九年) 三七六頁。小林によれば、そもそも島田三郎の議論も『旧典類纂皇位継承編』に依拠していたという(二七三頁)。
- 3 『旧典類纂皇位継承篇(改訂三版)』(松成堂須原屋本店、一八九八年) 卷之十、二一丁オ。
- 4 たとえば近年では仁藤敦史「『万世一系』論と女帝・皇太子―皇統意識の転換を中心に」(『歴史学研究』一〇〇四号、二〇二一年一月) 四頁など。
- 5 大川前掲「十八・十九世紀における女性天皇・女系天皇論」、七八〜七九頁。
- 6 藤田大誠「近代国学の研究」(弘文堂、二〇〇七年)の第六章「近代皇位継承法の形成過程と国学者―明治皇室典範第一条の成立過程」を参照。
- 7 藤田前掲『近代国学の研究』、三三二頁の翻刻より引用。
- 8 水戸市史編さん委員会編『水戸市史』中巻(二)(水戸市役所、一九六八年) 七六五頁。
- 9 久保田収「水戸義公の学問的業績」(日本学協会編『大日本史の研究』所収、立花書房、一九五七年) 六九頁。
- 10 『澹泊史論』巻上(甘雨亭叢書、刊年不明) 十六丁ウ、原漢文。
- 11 前掲『水戸市史』中巻(二)、七六五頁。
- 12 大川前掲「十八・十九世紀における女性天皇・女系天皇論」、八一〜八二頁。
- 13 『読神功皇后論 附神道論』(九州大学附属図書館・荻野文庫所蔵写本) 二二丁オ、原漢文。

- 14 同前、二丁オーウ、原漢文。
- 15 松本丘『尚仁親王と栗山潜鋒』（勉誠出版、二〇〇四年）二〇六頁
- 16 垂加神道家としての木斎については平重道「垂加学者としての遊佐木斎」（『近世日本思想史研究』所収、吉川弘文館、一九六九年）を参照。二四一―二四五頁に『読神功皇后論問答』の詳細な解説がある。
- 17 なお、南朝正統論をめぐる栗山潜鋒と三宅観瀾の議論も、閹斎学派のあいだで議論を呼び起こした（拙著『神国』の正統論——『神皇正統記』受容の近世・近代）ぺりかん社、二〇一九年、一四〇頁）。水戸藩に出仕したこれら閹斎学派の儒者の動向を、同じ学派の人々も注視していた状況がうかがえる。
- 18 前掲『読神功皇后論 附神道論』、三丁ウ、原漢文。
- 19 同前、四丁ウー五丁オ、原漢文。
- 20 同前、七丁オ、原漢文。
- 21 同前、八丁ウ、原漢文。
- 22 『女帝立否論』（高知県立高知城歴史博物館山内文庫所蔵写本、元文元年（一七三六）書写）一丁オ。国文学研究資料館の日本古籍総合目録データベースにおける画像を参照した。なお、データベース上では岡田正利の著作とされているが、後述のように実際の著者は遊佐木斎であり、識語からは正利による写本を谷垣守が書写したことがわかる。
- 23 前掲『読神功皇后論 附神道論』、十四丁オ、原漢文。
- 24 前掲『女帝立否論』、三丁オ、原漢文。
- 25 同前、五丁オーウ、原漢文。
- 26 以下の文献を参照。黒田日出男「中世・近世の〈王〉と肖像画」（『王の身体 王の肖像』所収、平凡社、一九九三年）、藤田寛「江戸期女性天皇に見る皇位継承の論理」（『中央公論』一二〇巻四号、二〇〇五年四月）、同『天皇の歴史6 江戸時代の天皇』（講談社学術文庫、二〇一八年）、野村玄「近世女帝像の形成」（『比較日本文化研究』九号、二〇〇五年）、吉野健一「近世の皇位継承」（『藝林』六八巻一号、二〇一九年四月）、村和明「近世の女帝と国家・社会」（『歴史学研究』一〇〇四号、二〇二一年一月）。
- 27 同前、十三丁ウ、原漢文。

28 柳谷慶子『近世の女性相続と介護』（吉川弘文館、二〇〇七年）、村前掲「近世の女帝と国家・社会」、一八頁を参照。村は「社会から朝廷への影響は……関係は乏しそうに思われる」と述べるが、木斎の例が示すように、社会からの女帝論への影響はあったのではないだろうか。

29 『日本思想大系3 律令』（岩波書店、一九七六年）二八一頁。本注の部分は引用元では細字で表されているが、ここでは山カッコで示した。

30 成清弘和『日本古代の家族・親族——中国との比較を通して』（岩田書院、二〇〇一年）一二二頁。

31 成清前掲『日本古代の家族・親族』、一二〇～一二三頁、義江明子『女帝の古代王権史』（ちくま新書、二〇二二年）一七二～一七三頁。また、義江明子『日本古代女帝論』（塙書房、二〇一七年）参照。

32 義江前掲『女帝の古代王権史』、一七四頁。

33 当該の『令集解』所載の注釈と『令義解』の注釈、およびその意味については宮部香織「律令法における皇位継承——女帝規定の解釈をめぐって」（『明治聖徳記念学会紀要』四六号、二〇〇九年十一月）一二五～一二〇頁を参照。

34 黒板勝美編『新訂増補国史大系 令集解 前篇』（吉川弘文館、一九四三年）五一九頁。書き下し文は筆者による。

35 黒板勝美編『新装版 新訂増補国史大系 第二十二巻 律令義解』（吉川弘文館、二〇〇〇年）一四七頁。書き下し文は筆者による。

36 前掲『日本思想大系3 律令』、二八二頁。

37 水本浩典『律令註釈書の系統的研究』（塙書房、一九九一年）六〇～六三頁、宮部香織「小中村清矩と法制学講義」（『國學院大學 校史・学術資産研究』五号、二〇一三年三月）三二頁。

38 宮部前掲「律令法における皇位継承」、一三〇～一三三頁を参照。

39 瀧川政次郎「解題」（『律令研究会編『新釈令義解』上巻所収、汲古書院、一九七四年）二二～二四頁。

40 律令研究会編『新釈令義解』上巻（汲古書院、一九七四年）四九〇頁。

41 同前。

42 栗原信充「継嗣令講義」（伊能秀明『法政史料研究 1』所収、巖南堂書店、一九九四年）一一四～一一五頁。

43 宮部前掲「律令法における皇位継承」、一三二～一三三頁。

- 44 「講令備考」(『国史大辞典』第五卷所収、吉川弘文館、一九八五年)。
- 45 『続々群書類従 第六 法制部 講令備考 令義解』(続群書類従完成会、一九六九年) 一九六頁。
- 46 宮部前掲「律令法における皇位継承」、一三四頁。
- 47 大塚嘉樹『女帝御子為親王之事』(東京大学総合図書館所蔵自筆本) 二丁オ―ウ。
- 48 同前、三丁ウ。
- 49 横山由清旧蔵『令義解』については大沼宜規「書誌 国立国会図書館所蔵横山由清旧蔵書について」(『参考書誌研究』六五号、二〇〇六年一〇月)を参照。
- 50 『令義解』巻四(山城左兵衛、寛政十二年刊、国立国会図書館所蔵、請求記号：891.30) 一二丁ウ。
- 51 『令義解疏証』の内容と特徴については、宮部前掲「小中村清矩と法制学講義」を参照。
- 52 『令義解疏証(継嗣令 考課令上)』(京都大学法学部図書室所蔵、請求記号：21-2) 一丁ウ―二丁オ。
- 53 小中村が「講令備考」を参照していたことは宮部香織も指摘している(前掲「律令法における皇位継承」、一三四頁)。
- 54 小林前掲「井上毅の女帝廃止論」、三七五頁。
- 55 ただし大川真が指摘しているように、小中村が安積澹泊の『大日本史賛藪』を引用する一方で、女性天皇の「政治実績が評価の対象とされる」思想が受け継がれていないことには注意すべきだろう(前掲「十八・十九世紀における女性天皇・女系天皇論」、八二頁)。
- 56 小中村清矩「女帝考」(所収『近現代の「女性天皇」論』所収、展転社、二〇〇一年) 二一〇―二二二頁。
- 57 小中村清矩「女帝論」(『陽春廬雜考』所収、吉川半七、一八九八年) 一六頁。
- 58 同前、一九頁。
- 59 小中村清矩「皇室典範講義 第一回」(刊行者・刊年不明、島根県立図書館所蔵) 九頁。
- 60 宮部香織は、小中村が旧皇室典範における女性天皇の否定を受けて、『皇室典範講義』における継嗣令第一条の引用から「女帝子亦同」の文言を削除していることを指摘している(前掲「律令法における皇位継承」、一二七頁)。
- 61 小林前掲「井上毅の女帝廃止論」、三六二―三六三頁。
- 62 「女帝を立るの可否(嚶鳴社討論筆記)」(『日本近代思想大系2 天皇と華族』所収、岩波書店、一九八八年) 二七八頁。